

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	宜野湾浄化センター第3系汚泥濃縮機械設備工事M21	令和4年4月21日	299,200,000	(株)クボタ・福山建設(株) 特定建設工事共同企業体 ①(株)クボタ 九州支社 ②福山建設(株)	①福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号 ②沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号 3階	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	本工事は、令和4年3月8日に一般競争入札を実施し、再度の入札に付したが不落となった。適正工期を確保するためには、設計を見直す等の時間的な余裕がないことから、左記業者と随意契約を行った。	
2	下水道課	令和4年度沖縄県流域下水道事業出納取扱金融機関業務委託契約	令和4年4月1日	2,749,200	(株)沖縄銀行	那覇市久茂地3丁目10番1号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	地方公営企業法第27条並びに同法施行令第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき知事が指定・告示した出納取扱金融機関に契約の相手方が限定されるため。	特命随意契約
3	下水道課	沖縄県下水道等整備構想検討業務委託(R4)	令和4年6月22日	27,940,000	(株)日水コン沖縄事務所	沖縄県那覇市赤嶺1丁目4番地1	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	本業務は、汚水処理事業の効率的な運営に向けて、施設整備の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえた沖縄県下水道等整備構想(ちゅら水プラン2016)の見直し及び同構想の一部である広域化・共同化計画の策定に係る技術的支援を実施する業務である。 広域化・共同化計画の検討は、令和2年度にプロポーザル方式による公募を行い、株式会社日水コンを選定している。検討には同社独自の提案及びノウハウが活用されており、検討の継続性を確保するため日水コンに継続して履行させる必要がある。 また、広域化・共同化計画は沖縄県下水道等整備構想の一部であり、構想見直しにおける将来人口想定や整備区域設定の整合を取る必要があることから、県下水道等整備構想の見直しについても同一業者に検討させる必要があることから契約の相手方として選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	下水道事務所	汚泥処理棟3号遠心脱水機分解整備修繕(那覇)	令和4年4月6日	39,600,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該脱水機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当である(株)西原環境おきなわを選定した。	特命随意契約
5	下水道事務所	1号遠心脱水機分解修繕(具志川)(R4)	令和4年4月25日	22,220,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該脱水機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の組立・取付、そして各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当である(株)西原環境おきなわを選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	下水道事務所	令和4年度 沖縄県流域下水道に係る技術的援助 (AMDB)	令和4年4月26日	2,250,000	日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県流域下水道ストックマネジメント計画(以下、SM計画。)に基づき収集する流域下水道事業の維持管理データを、継続的に電子データとして蓄積するため、アセットマネジメントデータベースシステム(以下、AMDB)を利用し、蓄積したデータを基に、流域下水道資産の健全度算定について日本下水道事業団(以下、JS。)から技術支援を受けるものである。</p> <p>AMDBはJSが開発した下水道事業に特化したデータベースシステムであり、ストックマネジメント計画(以下、SM計画)及び前身の長寿命化計画策定にあたって同システムが使用されたことから、既に本県の流域下水道施設情報および一部の点検・調査結果について収集・蓄積されている。したがって、SM計画を継続的に運用するためには、引き続きAMDBを活用した施設の維持管理情報の蓄積を行い、修繕、改築計画に反映していくことが必要である。</p> <p>また、JSは、地方公共団体の長等の発意により地方公共団体を支援・代行する機関として国土交通大臣の認可を受けて設立され、多種にわたり高度な専門技術が必要とされる下水道の建設工事・設計・維持管理・各種計画策定等の業務を支援可能な唯一の団体である。</p> <p>以上の理由により、方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、JSと随意契約を行う。</p>	特命随意契約
7	下水道事務所	ブロワー電気棟1号送風機分解修繕(西原)(R4)	令和4年4月27日	10,340,000	(株)荏原製作所 沖縄営業所	沖縄県那覇市曙2丁目25-2	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>当該送風機は特注品であり、高速で回転する機器であるため、各部品の交換等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。</p> <p>部品の供給については、特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できない。汎用品的な部品等についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで送風機全体としての性能を発揮することができる。</p> <p>そのため、製造メーカーの沖縄地区担当である(株)荏原製作所 沖縄営業所を選定する。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R4)	令和4年4月27日	30,333,545	ヤンマー沖縄株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	消化ガス発電機の保守管理については、各メーカーによって機関構造等が異なるため、製造メーカーの技術的なノウハウを必要とする。よって、消化ガス発電機の製造メーカーであるヤンマー(株)の関連会社で、沖縄県で唯一ヤンマー製の消化ガス発電機のアフターサービスを行っているヤンマー沖縄(株)を契約の相手とする必要があった。	特命随意契約
9	下水道事務所	流域下水道技術審査等支援業務委託(R4)	令和4年5月17日	2,057,000	公益財団法人 沖縄建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	申請書の審査にあたっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要があるため、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。 センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結するものである。	特命随意契約
10	下水道事務所	初沈汚泥スクリーン修繕(西原)	令和4年5月24日	11,990,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該機器は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。回転し、特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付、そして各 부품の交換・隙間調整などは高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー技術員以外に困難である。 そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当である(株)西原環境おきなわを選定した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	下水道事務所	受電棟No.2非常用発電機修繕(那覇)(R4)	令和4年5月26日	70,400,000	琉球内燃機(株)	沖縄県那覇市西1丁目1番16号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>当該ガスタービン発電装置は特注品であり、特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付及び各 부품の交換・隙間・調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が必要であり、製造メーカー技術員の知識・技術が要求される</p> <p>また、取替部品(ガスタービン)については、既設同規格の整備済み品への取替(エクスチェンジ)であるため、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品しか使用できず、他社製品を流用することは困難であり、そうした部品の適否について製造メーカー技術員の適正な判断が求められ、分解・修理後の試運転・調整による発電装置全体の性能確認は、製造メーカー以外困難である。</p> <p>また、当該発電装置に不具合が発生した場合に、その原因が本業務に起因するものか、設置当初からのものか、その責任の所在が不明確にならないことが必要となる。</p> <p>以上の理由から、製造メーカー(株)新潟鐵工所より事業譲渡されたIHI原動機の代理店として、沖縄地区で唯一、点検整備業務を実施できる技術者を有している琉球内燃機(株)と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>	特命随意契約
12	下水道事務所	3系ポンプ棟3号高段自動除塵機修繕(宜野湾)(R4)	令和4年5月31日	6,765,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	<p>当該除塵機は特注品であり、精密な整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の組立・取付、そして各 부품の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカー(株)西原環境の沖縄地区担当である(株)西原環境おきなわを選定した。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度1/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	下水道事務所	2号送風機分解修繕(具志川)(R4)	令和4年6月6日	38,500,000	株式会社IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所	福岡市南区清水四丁目4番34号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該送風機は、25m ³ /min×60kPa×45kWの特注品であり、高速で回転する多段羽根の分解・取付、芯出し・隙間・バランス調整や、特殊な構造の風量調整部(インレットペーン)の分解・取付、隙間調整、そして各部品の交換・調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。そのため、製造メーカーの(株)IHI回転機械エンジニアリングで、沖縄地区担当である福岡事業所を選定した。	特命随意契約
14	下水道事務所	ブロー電気棟受変電設備修繕(西原)(R4)	令和4年6月20日	9,130,000	メタウォーター株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市銘苅2-4-51 ジェイ・ツービル3階	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該受変電設備は、平成13年度、平成17年度に製造メーカーである富士電機株式会社において製造されたものであり、製造メーカーの設計に基づき各機器を選定しており、各機器が一体となって、設備運用に求められる性能を発揮できる。 機器の修理、試運転、各種測定・調整を行い、設備全体としての安定した機能維持を確保する必要がある。 当該受変電設備に係る修繕を安全かつ確実に実施できるものは、製造メーカー以外になく、製造メーカーの沖縄営業所である「メタウォーター株式会社 沖縄営業所」と随意契約を行う。	特命随意契約